

「コンピューター航空」と「地域航空」の定義

「コンピューター航空」の定義

現行航空法上、「コンピューター航空」に係わる明確な定義は存在していない。

しかし、2000年2月の航空法の改正に伴い改正された航空法施行規則第240条第1項第二号等において、「客席数が100以下、又は最大離陸重量が5万kg以下の航空機を使用し航空運送事業を営む特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者の航空機に係るもの」等の権限が地方航空局長に移譲され、また、同時期に実施に移された国土交通省による情報公開においても、「特定本邦航空運送事業者」と「特定本邦航空運送事業者以外の航空運送事業者」に分けて情報公開がなされることとなり、新たに航空運送事業者を2分する区分が設けられた。

このことを踏まえて、全国地域航空システム推進協議会等においては、上述の機に「特定本邦航空運送事業以外の航空運送事業」、すなわち、「客席数が100以下、又は最大離陸重量が50トン以下の航空機を使用する航空運送事業」を「コンピューター航空」と定義している。

(なお、この航空運送事業者に係わる区分に基づきそれまでの規則・通達等が見直されたわけではなく、一部の通達や技術規制は、従来の60席の区切りのままであるため若干不明瞭な状態ではあるが、今後徐々に整理されていくものと考えられる。)

「地域航空」の定義

全国地域航空システム推進協議会等では、上記の「コンピューター航空」の定義の見直しに伴い、1987年8月の「航空審議会地域航空輸送問題小委員会」の「中間取りまとめ」に示された概念をもとに次のとおり定義している。

「地域航空」とは、小型航空機による地域的な航空輸送をいい、その機能、役割に応じて、

コンピューター航空：座席数100席以下、又は最大離陸重量が50トン以下の小型航空機により定期旅客輸送を行うもの

コンピューター航空以外の航空輸送：ヘリコプターを中心とする小型航空機を用いて、定期旅客輸送以外の分野で、企業立地、リゾート開発等のためのより高度な高速輸送の確保や防災、緊急医療等の多様な目的で航空機能の活用を図るもの

に分類される。